

鶴岡市農業委員会第 10 回東部農地部会議事録

日 時 場 所	令和 6 年 9 月 12 日 (木) 午前 9 時 30 分 鶴岡市藤島庁舎 3 階 大会議室
出 席 農業委員	1 番 金野 匡良 2 番 菅原 仁 3 番 伊藤 由紀子 4 番 鈴木 聡 5 番 野村 恵 6 番 工藤 久子 7 番 小林 博 10 番 石井 光明
出 席 推進委員	1 番 森 秀弘 2 番 井上 克浩 3 番 石川 守 4 番 齋藤 功 5 番 齋藤 万里子 6 番 齋藤 和博 7 番 新館 登 8 番 齋藤 政伸 9 番 菅原 輝康 10 番 河井 健次 11 番 富樫 初 12 番 黒井 涼子 13 番 若生 正人 14 番 清野 吉喜
遅 参 委 員	なし
早 退 委 員	なし
欠 席 委 員	8 番 渡部 修委員 9 番 丸山 伸一委員 15 番 齋藤 智推進委員
事 務 局	局長 伊藤 幸 補佐 黒井 布美 調整専門員 伊藤 淳 主査 原田 和泉 主査 坂田 英勝 調整主任 金内かな 主事 齋藤 静 主事 佐藤 優羽 羽黒分室調整専門員 伊藤 元生 櫛引分室専門員 鈴木 直司 朝日分室専門員 井上 聖
議 事 日 程	1. 開会 2. 議事録署名委員の選出 3. 会期の決定 4. 報告 5. 議事 6. 閉会
	開 会 午前 9 : 3 0
議 長	本日の欠席届は、8 番 渡部 修委員、9 番 丸山 伸一委員と 15 番 齋藤 智推進委員です。遅参早退届はありません。定足数に達しておりますので、ただ今より第 10 回東部農地部会を開会します。はじめに議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は鶴岡市農業委員会総会及び部会会議規則第 24 条第 3 項の規定により議長において指名したいと思います。ご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議ないものと認め、1 番 金野 匡良委員、2 番 菅原 仁委員を指名いたします。次に会期の決定を行います。本部会の会期は本日一日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)

議 長	異議なしと認め、本部会の会期は本日一日限りと決定いたします。 それでは報告事項に入らせていただきます。
議 長	報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について 報告第3号 農地の転用事実に関する照会について 報告第4号 許可を要しない農地の転用について 事務局の説明をお願いします。
事 務 局	(説 明)《報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について》
	(説 明)《報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について》
	(説 明)《報告第3号 農地の転用事実に関する照会について》
	(説 明)《報告第4号 許可を要しない農地の転用について》
議 長	報告事項ではありますが、質問ございませんか。3番 石川 守推進委員。
3番推進委員	推進委員の石川です。報告第1号の「あっせん希望」欄で「有」というのが多いようですが、各地域でどのような対応をしているのか、お聞かせ願います。
議 長	各地域の事務局の説明をお願いします。
事 務 局	羽黒分室の対応としましては、「あっせん希望」があった時、一部か全部かどこの場所を希望なのかを地図をみながら確認し、事務局や調整委員会に相談をしながら、受け手を探しております。
事 務 局	櫛引分室鈴木です。櫛引も羽黒分室と同じように、届出の際に「あっせん希望」がある場合には、聞き取りを行い、調整委員会に報告し、斡旋を行う流れになっております。
事 務 局	朝日分室です。朝日もだいたい同じです。届出で「あっせん希望」があった場合は作付け状況を確認します。今、作っているところであれば、引き受けてくれる方が、出てくるかもしれないですが、ずっと作っていないところであれば、希望されても、なかなか受手がいないという説明をしております。その後、定例の調整委員会で報告をしたり、地区の調整委員に状況を確認したりしています。
事 務 局	藤島も流れは一緒です。最初に相続人から相談があって、あっせん希望が「有」の場合は、その場で聞き取りをして、一部か全部か、売買か貸借かを確認したうえで地図等を見ながら、後日、調整委員会の議題に挙げて、斡旋を行うという流れです。
議 長	他に質問のある方、いらっしゃいますか。
	(発言者なし)
議 長	ないようなので、これより議事に入ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明)《議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について》

議 長	これは3条案件ですので、担当委員の現地調査報告をお願いします。10番 河井健次推進委員。
10番推進委員	10番 推進委員河井です。櫛5の案件について報告いたします。こちらは現在の経営者である渡人から、息子である受人への経営移譲となるものであり、すべての農地がきちんと耕作されておりますので、農地法第3条第2項各号不許可の要件には該当しないことを報告いたします。
議 長	8番 齋藤 政伸推進委員。
8番推進委員	8番 推進委員の齋藤です。9月6日に、菅原委員と私と事務局とで、羽14、羽15の現地調査を行いました。現地調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件のすべてを満たしておりましたので、報告します。
議 長	それでは、審議を行います。質疑のある方は、挙手をお願いします。13番 若生正人推進委員。
13番推進委員	質問です。初めに17ページの羽15の案件ですが、受人は神奈川県在住で、経営面積がゼロとなっていますが、経営状況はどのような形になっているのでしょうか。又、18ページ櫛5の案件ですが、渡人と受人が同じ世帯で経営面積が違うのは、どうしてでしょうか。
議 長	羽15の案件について、羽黒分室事務局の説明をお願いします。
事 務 局	羽黒分室です。渡人、受人双方県外者ですが、渡人は最近実家を相続された方で、受人は元々地元生まれの方です。受人が渡人の相続した居宅をランドバンクの斡旋で購入し、今後住む予定となっていて、畑は居宅に隣接する場所であるための取得という事になります。農業経営につきましては、家庭菜園から始め、ゆくゆくは畑作をやっていくという事でございます。
議 長	櫛5の案件についても、櫛引分室事務局の説明をお願いします。
事 務 局	櫛引分室です。櫛5の渡人と受人が同世帯なのに経営面積が違うという件ですが、受人は2年程前から、渡人の経営面積の一部だけ承継し部分経営して、認定新規就農者になっておりまして、一軒の中で経営が二つに分かれていたものですから、経営面積も違っているという事です。今回、全部継承する事になり、申請されたものです。
議 長	よろしいでしょうか。
13番推進委員	ありがとうございました。わかりました。
議 長	羽黒の案件というのは、一体利用という事で、櫛引は今まで新規就農で経営していた経緯があつての経営移譲というか、全面委託という事でよろしいですか。
事 務 局	はい。
議 長	それでは他に質疑のある方は、挙手をお願いいたします。
	(発言者なし)
議 長	ないようなので、質疑を終結し採決を行います。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、賛成の委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、議案通り決しました。続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明)《議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について》

議 長	現地調査報告をお願いいたします。10 番 河井 健次推進委員。
10 番推進委員	櫛 4 の件ですが、9 月 6 日に、私と鈴木委員と黒井委員と事務局 2 名で現地を調査した結果、砂利採取の為の一時転用であって、特に問題は無いと判断致しましたので、報告いたします。
議 長	それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので質疑を終結し、採決を行います。議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、賛成の委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については議案通り決しました。続きまして、議案第 3 号 農用地利用集積計画 (案) の決定について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明) ≪議案第 3 号 農用地利用集積計画 (案) の決定について≫
議 長	それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。6 番 工藤 久子委員。
6 番 委 員	羽 11、羽 12 の売買価格について、安いような気がしますが、羽黒ではどのような判断で金額が決定されたか、お伺いします。
議 長	事務局の説明をお願い致します。
事 務 局	羽黒の中山間の水田については、10a 当たり 10 万円くらいの基準となっておりますが、現地は中山間からさらに奥の山間部で月山牧場との間にある土地で、耕作条件の良くないところです。この案件は隣接地で耕作されている受人がこの農地を受けて効率よく作付けできるような形として幹旋できたものですが、金額については、水田耕作として条件のよくない土地の為、この価格設定になっております。
6 番 委 員	現在、水稻の作付は、しているのでしょうか。
事 務 局	今年の現状を見ると、自己保全となっていたので、今後は受人から頑張っていたきたいという事で、幹旋したものです。
6 番 委 員	水張りも全くできないところで、もしかすると「5 年水張り」の対象になるような土地だという事で、この値段なのですか。
事 務 局	はい。
6 番 委 員	はい、わかりました。
議 長	私からも、質問があります。この案件のように価格が安かったら、3 条案件でよかったのではと思っている人もいるかと思いますが、3 条案件でなく集積になった経緯を説明していただきたいです。

事 務 局	幹旋価格ですが、集積としては担い手が農地を効率よく作付けできるように農地を集めていくというのが一つの条件でありますし、価格についても幹旋価格に合わせていきますので、羽黒でも幹旋価格や農地の状況でみれば、この価格だけれども、それよりも安い、場合によっては高い金額であれば、集積ではなく第3条になるという判断をしております。が、安いから第3条という認識よりは、場所としても受手と場所の関係で効率的に受人に集積していけるという事と、幹旋の中で価格が妥当という事で、集積でとなりました。
議 長	はい、ありがとうございます。他に質問のある方はいらっしゃいませんか。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので質疑を終結し、採決を行います。議案第3号 農用地利用集積計画(案)の決定について、賛成の委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案第3号 農用地利用集積計画(案)の決定については議案通り決しました。続きまして、議案第4号 非農地証明願について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明)《議案第4号 非農地証明願について》
議 長	非農地証明願ですので、現地調査報告をお願いします。14番 清野 吉喜推進委員。
14番推進委員	朝2については、8月7日に齋藤推進委員と現地確認を行いました。対象地は、宅地に隣接する小さな農地で、所有者も畑として認識しておらず、昭和61年頃から35年以上農地としての使用はありませんでした。現在雑木が生い茂っている状況で今後農地として使用は見込めないことから、農地法第2条で規定する農地ではないと判断したことを報告いたします。以上です。
議 長	それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします
	(発言者なし)
議 長	ないようですので質疑を終結し、採決を行います。議案第4号 非農地証明願について、賛成の委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案第4号 非農地証明願については議案通り決しました。これを持ちまして、第10回東部農地部会を終了いたします。
事 務 局	閉 会 午前 10:00

議 長 石井光明

議 事 録
署名委員 金野 匡良

議 事 録
署名委員 萱原 仁